

2 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織を中核として、教職員のチーム力を生かし、教育委員会と適切に連携しながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、法第 13 条に基づき、国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」という。）、市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。
- 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修を定めるなど、学校のいじめに対する行動計画を含める。

〔中核的内容〕

- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度や自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育成する等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体をとおして、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ・ 「いじめ対応チェックシート」を活用し、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「いじめの対応チェックリスト」を活用し、学校独自にチェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込む。
- ・ 学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ・ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、心理や福祉の視点を大切にして加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

- 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校は、実態や実情を踏まえ、いじめの防止等の取組を記載した具体的な年間計画を作成する。計画は、どの学年のどの時期に、どのような取組を行うかなど、具体的な内容とする。また、作成については、児童生徒の代表、保護者や地域住民等の協力を得るなど、工夫する。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 法第２２条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。この委員会の名称は必ずしも「学校いじめ防止等対策委員会」とする必要はない。
- 学校対策委員会は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・養護教諭をはじめ、校長が指名する教職員等で基本的に構成し、いじめについては、少数の教職員で問題を抱え込まない組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。また、内容・案件により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加について検討する。
- 学校対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられる。

〔未然防止〕

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

（１）児童生徒が安心できる、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを推進する。

（２）「いじめは決して許されない」という認識を強くもつ児童生徒を育成することを推進する。

〔早期発見・事案対処〕

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、これらの共有化を図る中核としての役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導及び支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

〔学校基本方針に基づく各種取組〕

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
実行・検証・修正を行う役割
- ・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて
の点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

などが想定される。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。また、いじめの早期発見のためには、学校対策委員会は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校対策委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査するなど取組の改善につなげていく。

- 学校対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、その情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。また、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校対策委員会に報告・相談するとともに、収集した情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を

明確に定めておく。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

- 学校対策委員会には、学校基本方針の策定や見直し、取組計画の進捗状況のチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてR－P D C Aサイクルで検証を行う。
- 法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。
- 学校いじめ対策組織の機能や目的を十分に果たせるような人員配置とするため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにするなど、柔軟な組織とする。いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画する。
- 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、学校対策委員会を母体として、当該事象の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する（重大事態への対処については「3 重大事態への対処」に詳述。）。

（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携して、国の基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等を参考に、次の事項に留意し、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

また、全中学校区において、いじめの防止等について情報交換の機会を増やし、児童生徒の育ちと学びの系統性を意識し、発達段階に応じた一貫性のある生徒指導により、児童生徒の自尊感情や規範意識を高め、いじめの防止等に取り組む。

① いじめの未然防止

(ア) 人権教育をとおして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるよう、全ての教育活動をとおして豊かな人間性を育む。

また、命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育むため、道徳教育を推進する。

(イ) 話し合い活動等の学級活動をとおして、互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合い、児童生徒が安心できる、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを行うなど、特別活動をとおして望ましい人間関係を築き、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団づくりに取り組む。

また、標語やポスター作り等、児童会・生徒会が中心となって行ういじめをなくす活動等により、いじめを許さない集団づくりに取り組む。

(ウ) 児童生徒の居場所と出番のある授業づくり、学級づくりを中心に全ての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にすることの心情を育む。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（被災児童生徒）

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(エ) いじめに向かわない態度・能力を育成するためにいじめは重大な人権侵害に当たり、児童生徒に大きな傷を残すもの、刑事罰の対象となり得ること等について、実例（裁判例）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(オ) 教職員一人ひとりが、日頃から児童生徒理解に努め、児童生徒が発するサインを見逃さず、児童生徒の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、教職員研修に取り組む。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(カ) 携帯電話を所持する子どもが低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施するとともに、家庭や地域に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。

また、「ネットいじめ防止授業」を有効に活用するなど、ネットに関するいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導を推進する。

② いじめの早期発見

いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう「いじめ対応チェックシート」等の活用によりアンテナを高く保つ。あわせて、学校は、定期的な「いじめアンケート」や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校基本方針において、いじめ等の不安を訴えやすいアンケート、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ、積極的に解決を図る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒やその保護者の思いに寄り添い、被害児童生徒を徹底して守り通す。いじめは、人への信頼が失われる大きな出来事であり、その後の人生に大きな影響を及ぼすことがあると認識し、対応する。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。なお、加害児童生徒がストレスや課題

を抱えていることも多いため、その原因となる背景要因に着目する。

それらの改善に向けて、教職員全員の共通理解、保護者の協力、心理、福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめの事実認定の際、加害児童生徒やその保護者が否認するなど対応が円滑に進まないときがある。丁寧に調査をすすめ、いじめに係る事象についての事実をはっきりさせ、加害児童生徒やその保護者に、共に成長支援するという観点から、丁寧に説明する。また、状況によっては、弁護士等に相談し、法律を根拠として対応する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

④ 家庭や地域との連携

(ア) 普段から保護者と連絡を取り合うなど人間関係づくりを図っておくとともに、いじめ等の発見があった場合には、保護者に直接会って説明し、保護者の意見を真摯に受け止め、誠意をもって対応する。

(イ) 保護者や地域に対する啓発を行い、学校のいじめの防止等の取組と課題を家庭・地域と情報共有するため、情報発信に努める。

地域の事情に応じて、PTAや地域の関係団体等に対し、いじめの防止等のための体制づくりへの協力を求める。

⑤ 関係機関との連携

各所轄警察署、堺市子ども相談所、各区子育て支援課等と連携を深めるため、日頃から、担当者間での情報交換を行う。